

第3節 生活環境の保全

基本目標 3

生活環境の保全 【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】

1. 目指す将来像

私たちが健康でうるおいと安らぎを感じながら生活するためには、きれいな水と空気などの良好な環境を維持していくことや、身近なみどり・水辺の空間づくりが重要です。

大気環境や河川水質などの監視・測定、市や事業者、市民が協働したみどりづくりなどを実施することにより、【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】を目指します。

この基本目標3の達成に向けて、以下の2つの基本施策に取り組みます。

【3-1】良好な生活環境の維持

【3-2】快適な環境の創造

2. 現況

基本施策【3-1】良好な生活環境の維持

(1) 大気

帯広市における大気汚染の主要因は暖房や自動車の使用などに起因するもので、特に冬期に大気汚染物質濃度が高くなる傾向を示しますが、風向風速等の気象条件によっても大きく影響を受けています。

近年は大陸の森林火災や産業活動に伴い発生する大気汚染物質に影響を受けたと思われる事例が全国で観測されており、平成28年11月から北海道と協力し、帯広市内で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

ア. 監視体制

帯広市では、昭和40年から大気汚染物質の測定を開始し、昭和58年度からは自動測定装置を設置して常時監視測定を実施してきました。大気環境については全国的に改善されており、本市においても長期的に環境基準を達成していることから監視体制の見直しを行い、平成30年度からは季節ごとの短期測定に移行しました。

令和5年度は南町配水場（南の森）にて、大気中の窒素酸化物の短期測定を行いました。また、引き続き帯広市役所庁舎にてPM2.5の常時監視を行っています。このほか大気中のアスベスト濃度の調査を市内のコミュニティセンターや福祉センターで行いました。

図5 大気汚染物質測定地点位置図

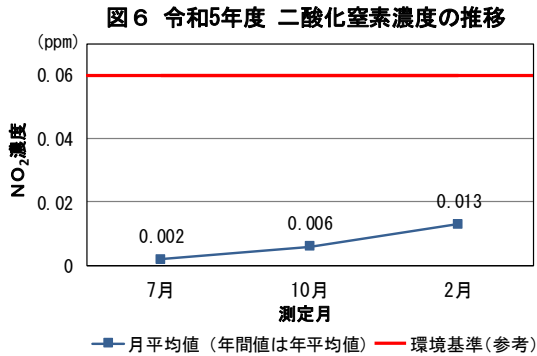


※地点No.3とNo.5は隔年交替で測定しています。

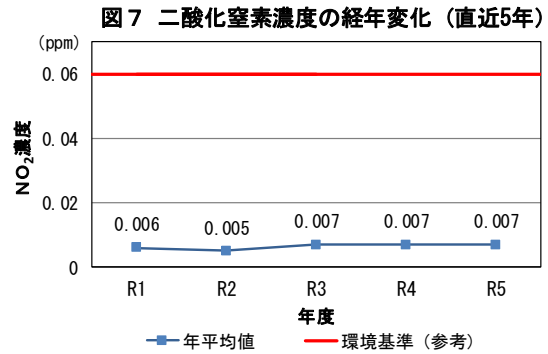
イ. 環境基準等の達成状況

a. 二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物について、令和5年度は年3回、各7日間の短期測定を行いました。各期間における二酸化窒素 (NO₂) 濃度の日平均値は環境基準値 (0.06ppm) 内でした。



備考 1 各年度の値は日平均値の合算値を測定日数で除したのもの。
2 表示している環境基準は長期的評価に適用するもの。



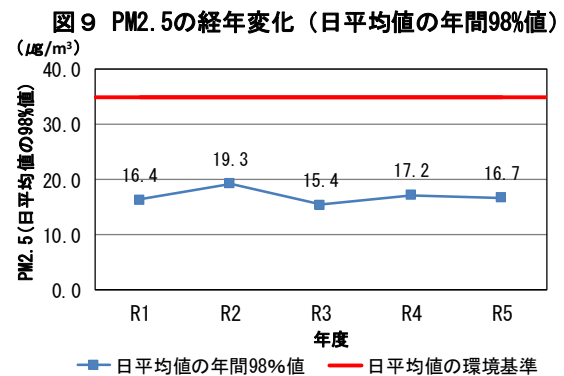
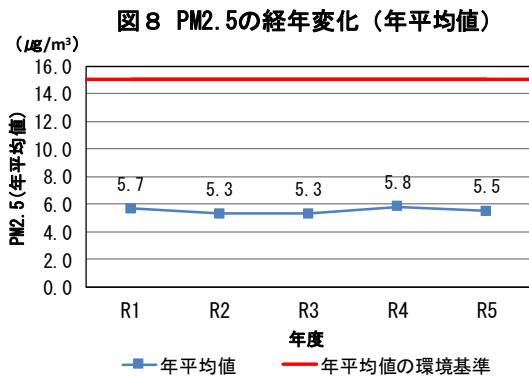
備考 1 各年度の値は日平均値の合算値を年間測定日数で除したのもの。
2 表示している環境基準は長期的評価に適用するもの。

b. 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは、大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のことで、人体の呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

発生源としては、ボイラー・焼却炉等の施設や、自動車・航空機等の人為起源のもの、土壌・火山等の自然起源ものがあります。

帯広市では、平成28年より北海道と協力してPM2.5の常時監視測定を行っており、測定開始以降、環境基準を満たしています。



c. 酸性雨、酸性雪

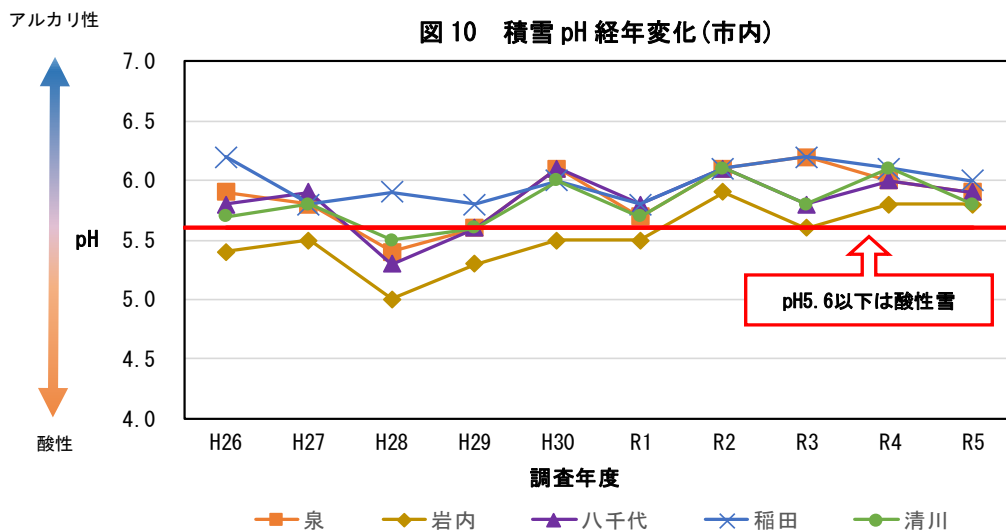
酸性雨(雪)とは、工場や自動車から排出される二酸化硫黄 (SO₂) や窒素酸化物 (NO_x) などを起源とする酸性物質が雨・雪などに溶解し、通常より強い酸性を示す現象です。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、pH5.6 が酸性雨の一つの目安となります。

特に雪は堆積中に長期間汚染物質を蓄積することになるため、春の融雪時に酸性の度合いが強い融雪水が流れ出て河川等の生態系に影響を与えるおそれがあります。

帯広市では平成4年度から酸性雪の調査を開始し、これまでに最高で pH7.1、最低で pH4.8 を測定しています。直近 10 年間は最高で pH6.2、最低で pH5.0、平均 pH5.8 を示しています。

表9 直近10年間の積雪pHの推移

調査地点	調査年度										最高値	最低値	平均値
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
泉	5.9	5.8	5.4	5.6	6.1	5.7	6.1	6.2	6.0	5.9	6.2	5.4	5.9
岩内	5.4	5.5	5.0	5.3	5.5	5.5	5.9	5.6	5.8	5.8	5.9	5.0	5.5
八千代	5.8	5.9	5.3	5.6	6.1	5.8	6.1	5.8	6.0	5.9	6.1	5.3	5.8
稲田	6.2	5.8	5.9	5.8	6.0	5.8	6.1	6.2	6.1	6.0	6.2	5.8	6.0
清川	5.7	5.8	5.5	5.6	6.0	5.7	6.1	5.8	6.1	5.8	6.1	5.5	5.8
5地点の最高値・最低値・平均値(直近10年)											6.2	5.0	5.8



d. アスベスト

アスベスト（石綿）とは天然の繊維状鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。そのきわめて細い繊維質から、かつてはビル等の建築工事等において保温断熱の目的で使用されていましたが、現在は使用・製造等が原則禁止されています。アスベストの繊維は肺線維症（じん肺）や悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起す可能性についても報告されています。

環境省がまとめた「令和5年度アスベスト大気濃度調査結果」では、全国の住宅地域の石綿濃度（クリソタイル）の幾何平均値は 0.15 本/L（最大値：0.28 本/L～最小値 0.056 本/L）と公表されています。

帯広市においては、令和5年度は市内の2地点で大気環境中のアスベスト濃度を調査しました。2地点の幾何平均値は下表のとおりで、いずれも全国平均を上回る濃度ではありませんでした。

表10 アスベスト調査結果

調査地点	令和5年度調査結果	調査方法
東コミュニティセンター (東7条南9丁目)	0.15本/L(3回平均)	令和4年3月環境省「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」
森の里コミュニティセンター (西22条南4丁目)	0.14本/L(3回平均)	

現在、一般大気中の環境基準は設けられていません。大気汚染防止法改正(平成元年)で、アスベストが「特定粉じん」に指定され、これを出す工場の「敷地境界基準」が「大気中1リットル10本以下」と定められ、工場にその順守と測定が義務づけられています。

(2) 水質

ア. 水質測定状況

帯広市では公共用水域の水質の状況を把握するため十勝川水系に属する帯広川、売買川、ウツベツ川等9河川で定期的に水質調査を行っています。このうち、市内河川における「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定状況は次のとおりです。

○帯広川	⇒	ウツベツ川合流点から上流は環境基準A類型、下流は環境基準B類型
○ウツベツ川	⇒	環境基準B類型
○札内川	⇒	帯広市上水取水口から上流は環境基準A A類型、下流は環境基準A類型

図11 河川水質測定地点図



※上記12地点における直近5年度分の測定結果は次ページに記載。

イ. 環境基準の達成状況

ア. 生活環境項目

令和5年度における市内河川の水質状況は、pH（水素イオン濃度指数）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）に関する水質異常はありませんでした。汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）についても全体的には良好な状態が保たれていますが、一部で環境基準を超過した地点が見られました。

令和5年度は帯広川札内川合流前地点においてBODの75%値が4.2mg/Lとなり、環境基準（B類型：3mg/L）を超過しました。要因の一つとして生活排水の流入による硝化の影響が考えられますが、今後も関係機関と協力し監視を継続していきます。

表 11 市内河川の BOD75%値経年変化

(単位: mg/L)

河川名	図上 番号	地点名	年度					環境基準類型 (環境基準値)
			R1	R2	R3	R4	R5	
帯広川	1	伏古橋	0.7	0.6	<0.5	<0.5	0.8	A (2mg/L以下)
	2	西8条橋	0.8	0.5	0.5	0.8	0.8	A (2mg/L以下)
	3	西3条橋	1.0	1.0	0.6	0.7	1.0	B (3mg/L以下)
	4	札内川合流前	2.4	2.4	1.9	3.3	4.2	B (3mg/L以下)
大成川	5	月見橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
新帯広川	6	北2線橋	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	類型指定なし
ウツベツ川	7	芙蓉橋	1.4	1.5	0.5	0.7	0.8	B (3mg/L以下)
売買川	8	大通南橋	0.6	0.5	<0.5	0.5	0.5	類型指定なし
伏古別川	9	北親橋	2.2	2.7	2.3	1.8	2.4	類型指定なし
つつじ川	10	つつじ橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
機関庫の川	11	聖橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
札内川	12	浄水場取水口	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	AA (1mg/L以下)
	-	南帯橋	0.5	0.5	0.7	<0.5	<0.5	AA (1mg/L以下)
	-	札内橋	0.6	0.6	0.7	<0.5	<0.5	A (2mg/L以下)
十勝川	-	十勝大橋	1.3	1	1.6	1.5	1.3	B (3mg/L以下)

※南帯橋、札内橋、十勝大橋の測定は北海道開発局が実施。

<環境基準類型指定河川における BOD の経年変化について>

① 帯広川

伏古橋 (A 類型)、西 8 条橋 (A 類型)、西 3 条橋 (B 類型) では継続して環境基準を達成しており、良好な河川環境が維持されています。

札内川合流前 (B 類型) では、令和 4 年度に続き令和 5 年度の測定でも環境基準を超過しました。今後も監視を継続していきます。

図 12 帯広川 (4地点) の BOD (75%値) 経年変化

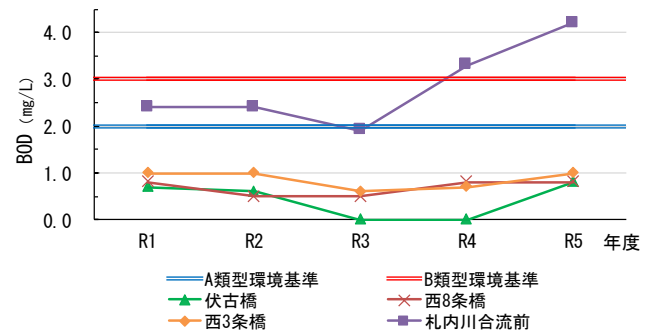
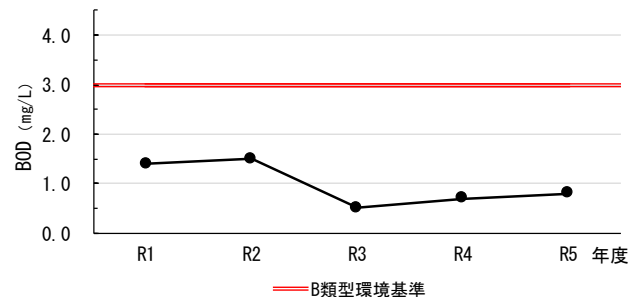


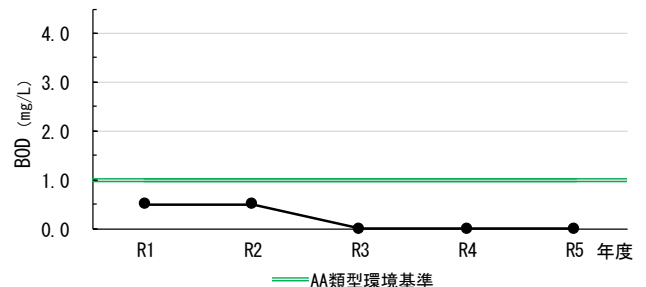
図 13 ウツベツ川 (芙蓉橋) の BOD (75%値) 経年変化



② ウツベツ川

ウツベツ川が流れる芙蓉橋地点における BOD は環境基準 (B 類型) を満たしており、良好な水質を維持しています。

図 14 札内川 (浄水場取水口) の BOD (75%値) 経年変化



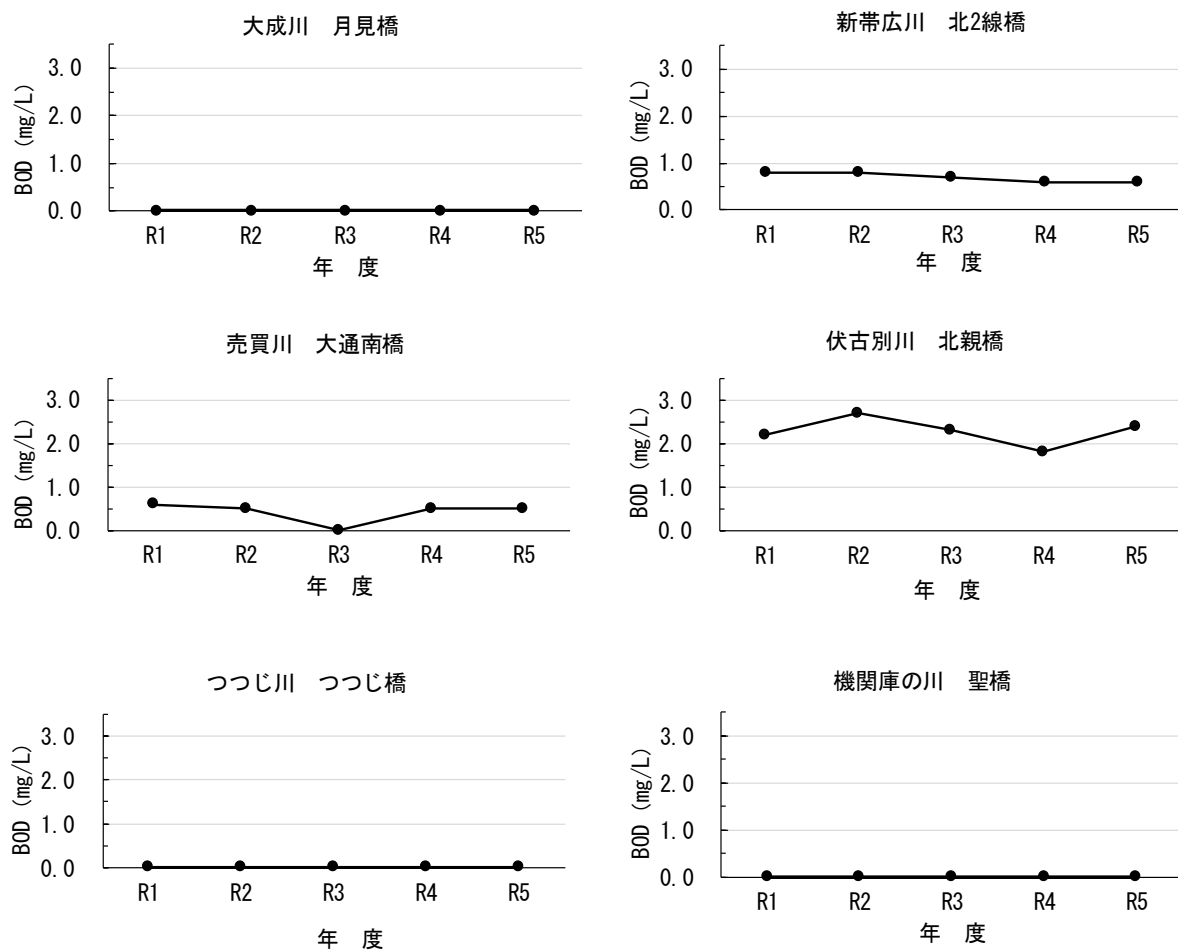
③ 札内川

調査地点の浄水場取水口における BOD 値は継続して環境基準 (AA 類型) を下回っており、極めて良好な水質が維持されています。

＜その他の河川における BOD の経年変化について＞

環境基準の類型指定されていない河川の BOD（75%値）は、伏古別川北親橋を除く地点で、1 mg/L 以下と低い値で推移しています。伏古別川はやや高めの値で推移する傾向があり、北親橋地点については工業団地内を通る雨水管排水等が流入している暗渠排水等が影響していると考えられます。

図 15 その他の河川における BOD（75%値）の経年変化



b. 健康項目

カドミウム、シアンなどの健康項目については、帯広川札内川合流前、伏古別川北親橋の2地点について測定し、いずれも環境基準を達成していました。（73 ページ（資料編）に国が定めた健康項目に関する水質調査結果を記載しています。）

健康項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については 12 地点にて測定を行い、12 地点中 11 地点では環境基準（10mg/L 以下）を達成していましたが、機関庫の川聖橋では基準を超過しました。

ウ. その他

a. 親水公園等の水質状況について

市内には「水辺の楽校」を主とする親水公園等があり、これら公園等の水質状況把握のため平成17年度より細菌検査等を実施しています。水に親しむ機会の多い夏場に水浴場の水質の評価項目であるふん便性大腸菌群数を測定しています。

表12 親水公園等の水質調査結果（令和5年度）

	水温（℃）		ふん便性大腸菌群数（MPN/100mL）			水浴場判定基準
	6月7日	8月1日	6月7日	8月1日	平均値	
帯広川地区水辺の楽校	16.7	18.8	1.6E+01	1.7E+02	9.3E+01	A
ウツベツ川地区水辺の楽校	16.0	20.0	3.9E+01	1.4E+02	9.0E+01	A
売買川地区水辺の楽校	17.0	20.3	1.4E+02	2.9E+02	2.2E+02	B
柏林台川地区水辺の楽校	14.8	18.2	1.2E+01	6.7E+02	3.4E+02	B
伏古別川地区水辺の楽校	15.6	17.5	7.0E+00	7.4E+01	4.1E+01	A
札内川大正地区水辺の楽校	12.6	23.5	2.0E+00	4.2E+01	2.2E+01	A

※大腸菌群数のEは指数部を表す。例えば、5.4E+04とは、 $5.4 \times 10^4 = 54000$ を表す。

（参考）水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数 （個/100mL）	油膜	透明度 （水深）	COD （mg/L）
適	AA	不検出（検出限界：2）	認められない	全透（または1m以上）	2以下
	A	100以下	認められない	全透（または1m以上）	2以下
可	B	400以下	常時は認められない	1m未満～50cm以上	5以下
	C	1,000以下	常時は認められない	1m未満～50cm以上	8以下
不適		1,000を超えるもの	常時認められる	50cm未満※	8超

（注）判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

b. 地下水

令和5年度は、北海道により継続監視調査3井戸の測定が実施されました。測定の結果、1井戸において環境基準を超過したテトラクロロエチレン(PCE)が検出されました。原因は特定されていませんが、基準を超過した井戸の所有者に対しては、北海道が飲用利用しないよう指導しています。

表13 地下水の測定結果（令和5年度）

調査の種類	調査井戸数	環境基準項目に対する井戸の状況			環境基準超過項目
		未検出井戸数	検出井戸数	基準値超過井戸数	
継続監視調査（※）	3	2	1	1	PCE:テトラクロロエチレン

※ 継続監視調査：汚染井戸周辺地区調査で確認された汚染の経年的な変化を把握するために、定期的を実施する調査

(3) 騒音・振動

騒音・振動は、「好ましくない、不快に感じる」など感覚・心理的なもので、日常生活にかかわりが深く、感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は発生源が工場・事業場、建設作業、航空機、自動車、音響機器など多岐にわたります。また、振動については工場・事業場、建設作業、道路交通などから発生し、主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるものであり、その発生源が騒音と同一であることが多くなっています。

令和5年度に市民から寄せられた騒音苦情は13件でした。その内訳は、航空機飛行に伴う騒音や事業場・建設機械作業音、自動車による騒音、空調機器等の作動音などとなっています。

ア. 工場・事業場

工場・事業場に設置する施設のうち、金属加工機械や木材加工施設など著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例、帯広市公害防止条例により、その設置や変更の際に届出義務が課され、時間帯及び地域区分により発生する騒音・振動が規制されています。

帯広市の工場・事業場は、木材加工、金属加工及び印刷等に係る中小企業が主で、工業専用以外の地域において、工場と住宅が混在している地域が見られ、騒音苦情が発生する一因ともなっています。

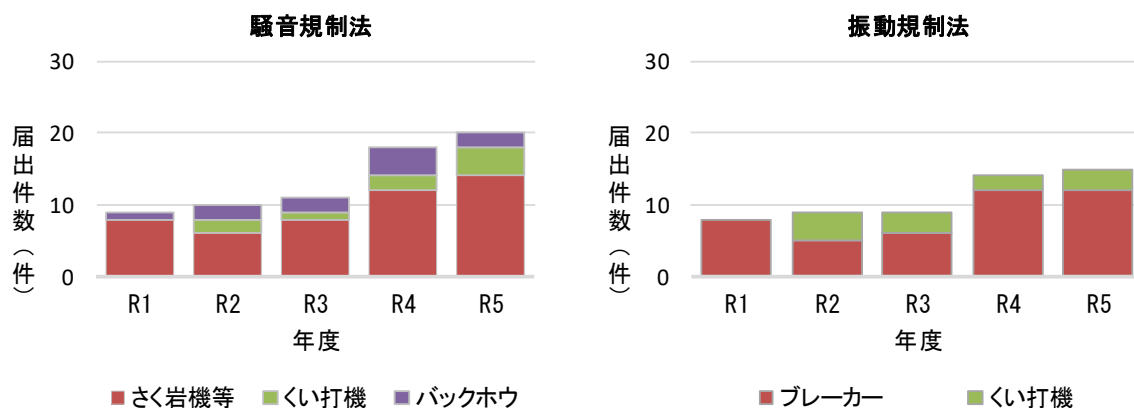
イ. 建設作業

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打機やさく岩機等を使用する作業は騒音規制法および振動規制法の規定により特定建設作業の届出義務が課されており、作業時間等について規制されています。

帯広市においては、工事着工前に届出内容を審査し、決められた時間帯における作業の実施、周辺住民への事前周知の徹底等について指導を行っています。

令和5年度における特定建設作業の届出状況は、騒音規制法によるものが18件、振動規制法によるものが14件でした。

図16 特定建設作業の届出件数



ウ. 航空機騒音

十勝飛行場は自衛隊の航空機（主にヘリコプター）が、帯広空港は民間飛行機が離着陸しており、それぞれの周辺地域に航空機騒音に係る環境基準の類型指定が行われています。帯広市では十勝飛行場周辺と帯広空港周辺において航空機騒音の測定を行っています。

① 十勝飛行場周辺

十勝飛行場周辺では、常時監視測定局 2 地点にて通年測定し、4 地点にて 2 週間程度の短期間測定しています。令和 5 年度の測定結果は、全ての測定地点において環境基準を達成していました。

表 14 航空機騒音測定結果(常時監視測定局)

(単位: dB)

No.	測定地点	年間Lden(年間WECPNL)					環境基準 類型	基準値
		R1	R2	R3	R4	R5		
A	南町配水場測定局(南の森西1丁目)	48.4 (61.5)	49.1 (62.2)	47.8 (60.4)	48.5 (61.4)	47.0 (59.8)	I	Lden57以下 (BWECPNL70以下)
B	道路車両センター測定局(南町南6線)	45.9 (58.2)	46.5 (58.4)	46.5 (58.2)	46.4 (58.0)	45.7 (58.1)	II	Lden62以下 (BWECPNL75以下)



図 17 航空機騒音測定位置図

表15 航空機騒音測定結果(移動局)

(単位: dB)

No.	測定地点	年間Lden(年間WECPNL)					環境基準 類型	基準値
		R1	R2	R3	R4	R5		
①	自由が丘福祉センター(自由が丘3丁目)	33.0 (50.0)		30.9 (42.9)			I	Lden57以下 (旧WECPNL 70以下)
②	コスモス福祉センター(西20条南3丁目)		32.1 (44.7)			30.4 (43.8)		
③	南町福祉センター(西15条南36丁目)		40.6 (52.0)		32.3 (43.1)			
④	みなみ野福祉センター(南の森東2丁目)	37.8 (54.2)		42.1 (54.8)		39.0 (51.5)		
⑤	清流の里福祉センター(清流西3丁目)		28.7 (40.4)		34.0 (45.1)			
⑥	森の里コミュニティセンター(西22条南4丁目)				32.4 (44.1)			
⑦	森の交流館・十勝(西20条南6丁目)		39.6 (51.1)		40.1 (50.8)		II	Lden62以下 (旧WECPNL 75以下)
⑧	豊成福祉センター(西3条南35丁目)	31.9 (47.8)		36.6 (48.5)				
⑨	稲田浄水場(稲田町東2線)	23.0 (40.8)		37.1 (48.7)				
⑩	稲田南福祉センター(稲田町基線8)		39.5 (51.6)			37.2 (48.8)		
⑪	サラダ館(西22条南6丁目)	40.3 (55.2)		45.2 (58.3)		44.9 (58.4)		

※平成25年度より、環境基準の評価は、加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)から時間帯補正等価騒音レベル(Lden)に変更

② 帯広空港周辺

帯広空港では、年に1回、帯広空港の滑走路北側と滑走路南側の2地点で騒音値を測定しています。令和5年度の測定結果は、両測定地点において、環境基準を達成していました。

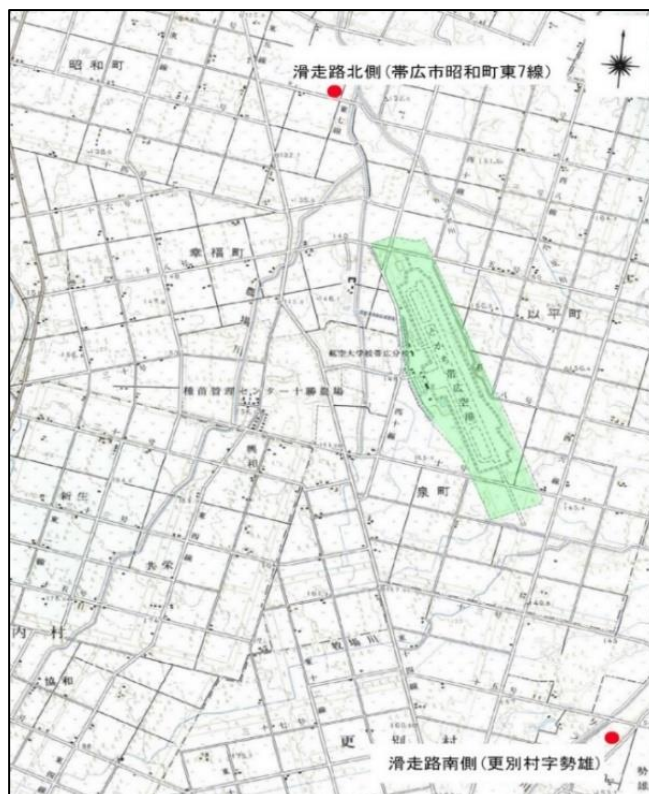


図18 航空機騒音測定地点位置図

表 16 航空機騒音測定結果

No.	測定地点	年間 Lden[dB]					環境基準 類型	基準値 [dB]
		R1	R2	R3	R4	R5		
A	滑走路北側 (帯広市昭和町東7線)	50.0	46.1	41.9	48.2	41.9	II	Lden62 以下
B	滑走路南側 (河西郡更別村字勢雄)	49.3	48.9	46.4	50.5	50.5		

エ. 自動車騒音

自動車騒音の実態を把握するため、国道38号、八千代帯広線、市道弥生通線、市道白樺通線、市道中島通線の5路線5地点で自動車騒音及び交通量の調査を実施しました。

騒音の状況については全地点で昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

平成24年度からは市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に自動車騒音の常時監視(面的評価)を実施しています。

面的評価とは、幹線を担う道路(国道、道道、4車線以上の市道)を一定区間ごとに評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で騒音測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mまでの範囲内にある全ての住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を把握するものです。

令和5年度は市内8路線16区間の面的評価を行い、環境基準達成率は99.2%でした。



図 19 令和5年度自動車騒音・交通量測定地点位置図

表17 令和5年度自動車騒音測定結果

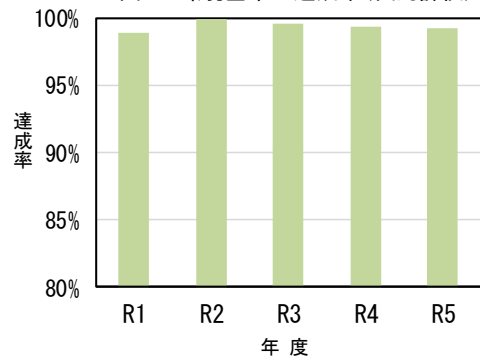
道路名	調査地点	用途地域	車線数	測定値 ¹		環境基準値 (要請限度値)		交通量(台) ³	
				昼 ²	夜 ²	昼 ²	夜 ²	実測値	推計値
一般国道38号	帯広神社敷地 (東3条南2丁目)	準住居	4	69 ◎	64 ◎	70 (75)	65 (70)	4,052	24,312
市道弥生通線	光南緑地 (東9条南20丁目)	第1種住居	4	59 ◎	50 ◎			707	4,242
八千代帯広線	みどりと花のセンター 敷地(緑ヶ丘)	第1種中高層 住居専用	2	65 ◎	57 ◎			1,903	11,418
市道白樺通線	西町公園 (西16条南2丁目)	第2種中高層 住居専用	4	62 ◎	57 ◎			3,015	18,090
市道中島通線	帯広の森駐車場 (西20条南5丁目)	第2種住居	4	61 ◎	53 ◎			1,838	11,028

1: 上段は測定値(単位: dB)、下段は基準達成状況
 (◎: 環境基準内、○: 環境基準を超え要請限度内、×: 要請限度を超える)
 測定値は、0.1秒ごとに864,000回測定した値の測定期間内パワー平均値。
 2: 時間区分 昼: 6時~22時、夜: 22時~6時
 3: 実測値は、昼間(16回)・夜間(8回)の各観測時間帯で正時から10分間値を、24回分集計した値
 推計値は、実測値を6倍した値
 ※測定値採用日: 令和5年9月4日~9月8日 (交通量測定期間: 9月6日~7日)

表18 自動車騒音測定結果(面的評価)(経年変化)

年度	評価路線 区間数	評価区間 延長(km)	評価対象 住居等数	昼・夜とも 基準値以下	環境基準 達成率
R1	12路線16区間	29.9	1,830	1,810	98.9%
R2	12路線13区間	34.8	1,486	1,485	99.9%
R3	12路線15区間 (重複区間含む)	27.9	2,562	2,553	99.6%
R4	10路線14区間	37.0	2,344	2,327	99.3%
R5	8路線16区間	11.7	3,500	3,472	99.2%

図20 環境基準の達成率(面的評価)



(4) 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害であり、多くの有臭物質が複合し、嗅覚をとおして不快感や嫌悪感を与えます。さらには心理状態や健康状態により臭気に対する評価が異なるため、悪臭公害を一層複雑にしています。

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

帯広市では悪臭防止法に基づき規制区域を A 区域と B 区域に分け規制基準を定め、工場・事業場の敷地境界において悪臭物質の濃度測定調査を行っています。

令和5年度は規制区域内 4 事業場の敷地境界において調査を行いました。悪臭防止法で規制基準の設定された特定悪臭物質のうちアンモニア、硫化水素等 8 物質について測定した結果、すべての事業場において規制基準を満たしていました。

(5) 地盤沈下

地盤沈下には、地殻変動などの自然的要因のものと、地下水の過剰揚水による地下水位の低下などの人為的要因によるものがあります。帯広市では、国道38号沿いで昭和28年から昭和44年までの16年間に最大年7mm程度の沈下が観測されました。このため水準原標・水準点を設置し、昭和52年度から平成13年度まで精密水準測量を実施しています。また、地下水の過剰揚水により地盤沈下が懸念される帯広工業団地において、帯広市1号井（深度220m）と西帯広工業団地2号井（深度50m）の2本の観測井で地下水位動向の観測を行っています。

ア. 西帯広工業団地地域における地下水位の測定状況

帯広市1号井(帯広市西21条北1丁目9)は自噴井戸のため密閉圧を測定し水位標高に換算しています。昭和54年度の水位観測開始以降、平成3年度頃まで上昇傾向を示し、その後平成15年度頃まで概ね横ばい傾向で推移していましたが、平成16年11月に発生した釧路沖地震以降から低下傾向がみられました。平成22年度に64.66mを観測した以降は再び上昇傾向を示しており、平成29年度以降は66~67mの間で推移しています。

西帯広工業団地2号井(帯広市西22条北1丁目2)の水位は観測開始の昭和52年度から下降傾向にありました。しかし、昭和58年度以降その下降傾向が緩やかになり、平成10年度からは上昇傾向に転じています。直近15年間は、緩やかな上昇を示しつつほぼ横ばいに推移しています。

表19 地下水位の経年変化（直近15年）

(単位：m)

観測月(年間平均値)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
帯広市1号観測井 (西21条北1-9)	64.87	64.66	64.79	65.16	65.22	65.71	65.93	65.99	66.84	66.74	66.59	66.64	66.88	66.74	66.50
西帯広工業団地2号観測井 ※帯広開発建設部測定(西22条北1-2)	52.83	52.94	52.93	52.95	53.16	53.31	53.36	53.36	53.29	53.37	53.28	53.38	53.50	53.47	53.43

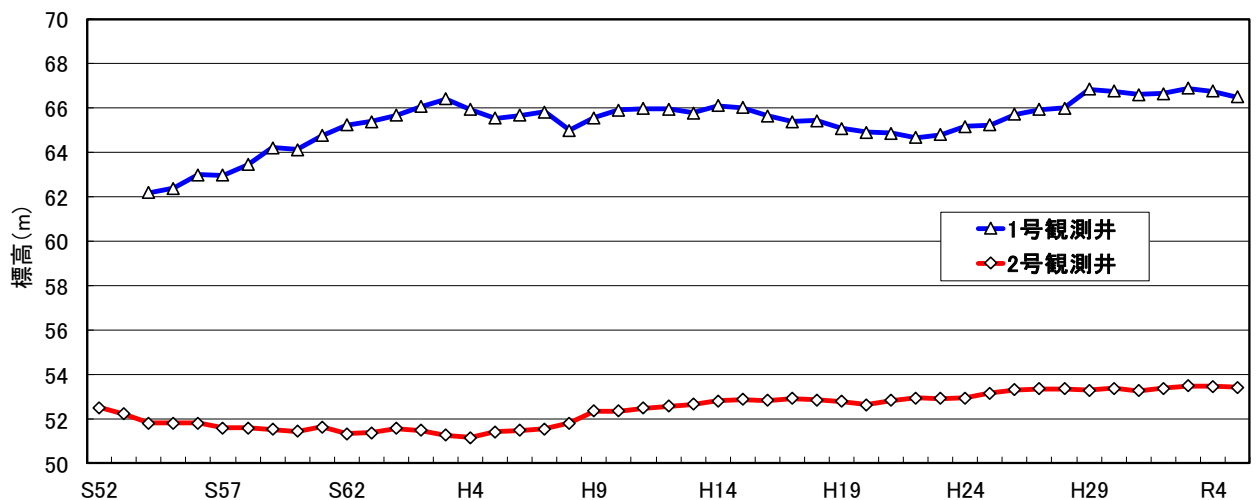


図21 地下水位の経年変化（S52～）

(6) 公害苦情

令和5年度に市に寄せられた公害に関する苦情は25件で、騒音が13件と多く、次いで大気汚染が6件、悪臭が4件となっています。

騒音に係る苦情としては、航空機騒音、建設作業騒音、アイドリング音などに対するもの、大気汚染や悪臭に係る苦情としては、野焼きのほか薪ストーブの煙やにおいに対するものがありました。

発生源別件数の内訳は、会社・事業所が18件、個人(家庭生活)が4件、発生源不明が1件となっており、業種別内訳は建設業が9件、サービス業が3件、卸売・小売業が2件となっています。

近年は、日常生活における近隣関係の苦情など、公害関係法令の適用対象外や違反に当たらない場合が多くなってきています。

表20 年度別公害苦情処理件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
大気汚染	11	14	8	19	6
水質汚濁	1	2	1	1	1
騒音	17	17	6	15	13
振動	0	1	0	2	0
悪臭	6	13	8	4	4
その他	0	0	0	0	1
合計	35	47	23	41	25

図22 年度別公害苦情処理件数

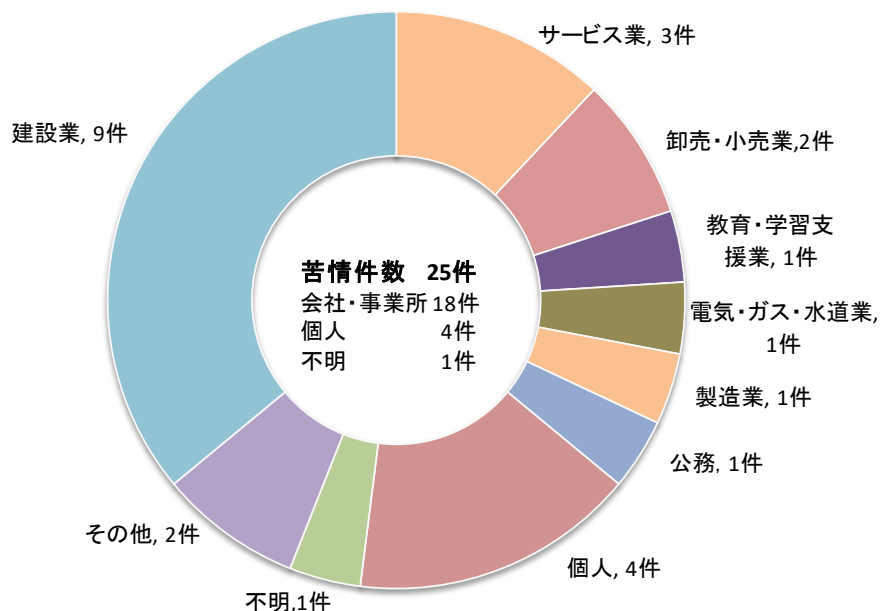
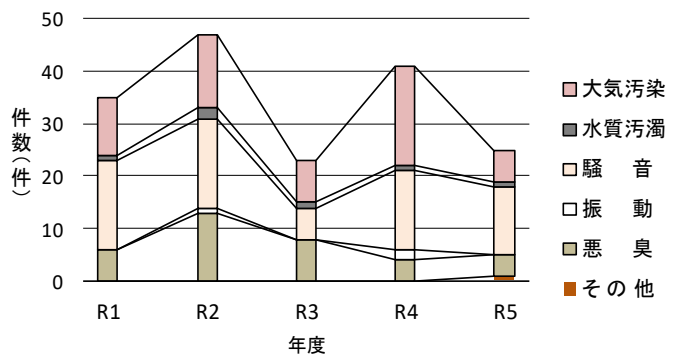


図23 発生源別苦情件数

基本施策【3-2】快適な環境の創造

(1) 都市緑地・公園の現況

帯広市の公園および緑地は、現在 206 ヶ所、765.98ha となっており、多くの市民に利用されています。主として街区内に居住する市民のための街区公園、近隣に居住する市民のための近隣公園、徒歩圏内に居住する市民のための地区公園のほか、大規模なものとして、帯広の森や、運動公園に位置づけている十勝川水系河川緑地などがあります。

(2) 公園面積

令和 5 年度における都市計画区域内人口 1 人あたりの都市公園面積は 48.85m² です。

表 21 公園設置状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

公園の区分		箇所数	面積(ha)	公園名
住区基幹公園	街区公園	144	31.98	さかえ公園、河南公園など
	近隣公園	16	40.87	大通公園、東公園、中央公園、西公園など
	地区公園	5	31.34	西町公園、サケのふる里公園、機関庫の川公園など
都市基幹公園	総合公園	2	401.57	緑ヶ丘公園、帯広の森
	運動公園	1	188.60	十勝川水系河川緑地
緑地	都市緑地	35	43.91	発祥の地公園、大山緑地、工団緑地など
特殊公園	墓園	3	27.71	緑ヶ丘墓地、つつじが丘霊園、中島霊園
総計		206	765.98	

(3) 帯広の森

「帯広の森」造成事業は、帯広川や十勝川、札内川の河畔林をつないだ緑のベルトが都市部を囲み、農村部と区分することで、宅地が郊外へ無秩序に延伸することを防ぐことを目的に、開墾された農地に幅約 550m、延長約 11km、面積 406.5ha の森林を 100 年計画で創出する壮大な事業です。

帯広の森は、市民植樹祭や市民育樹祭などの多くの市民参加により、森づくりが進められてきた結果、市街地の近くにありながら、帯広の森一帯が緑の回廊となり、エゾモモンガやエゾサンショウウオに代表される貴重な生き物が生息するいのち豊かな森を形成しています。

森の中には園路が配置され、自然の懷に抱かれながら、市民が散策やウォーキングなどを楽しめるほか、平成 22 年 4 月には、市民協働の森づくりや利用促進を図るための拠点となる「帯広の森・はぐくむ」がオープンし、帯広の森に関する情報提供とともに、自然観察会や森づくり体験などの実施により、市民と帯広の森を結ぶ役割を果たしています。

(4) 緑化の推進

帯広市では、さまざまな緑化事業を市民参加のもと推進しています。帯広の森での植・育樹体験や自然観察会をはじめとして、フラワー通り整備事業、花壇コンクールなど多くの市民の参加のもと、活発な活動を展開しています。

(5) 緑のまちづくり条例

昭和60年4月1日施行の「帯広市緑のまちづくり条例」は、帯広市の緑化を総合的に推進するため、緑化協議、公共施設緑化、緑のまちづくり基本計画、緑の保全、帯広市緑化審議会等の基本事項を定めています。

表22 帯広市緑のまちづくり条例に基づく緑の保全地区等

1) 緑の保全地区

指定番号	名称	面積(m ²)	所在地	所有者	指定年月日
1	カシワ林	10,321	西16条南39丁目293-1 (稲田小学校西側)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7

2) 保存樹木

指定番号	樹種名	幹周(m)	樹齢(推定)(年)	所在地	所有者	指定年月日
1	ハルニレ	4.20	200	稲田町東2線7地先 (はるにれ公園)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7
3	カシワ	2.45	100	西3条南7丁目1-1 (中央公園)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7
4	ポプラ	4.9	90	東4条南12丁目11地先 (道路)	帯広市 (みどりの課)	H2.9.7
5	プラタナス	1.9	30	東3条南13丁目12地先 (道路)	帯広市 (管理課)	H7.4.1
6	クロビイタヤ	2.35	90	東10条南10丁目1-20	荒木 樹	H7.4.1
8	イチョウ	2.23	80	東2条南5丁目10-1 (本願寺 帯広別院)	本願寺 帯広別院	H7.4.1
10	ポプラ	4.40	110	西4条南9丁目 (さかえ公園)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28
11	ヤチダモ	2.40	不明	大通南20丁目 (大通公園)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28
12	イチョウ	1.77	不明	西5条南8丁目 (帯広市役所駐車場)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28
13	マユミ	1.00	85	西2条南14丁目 (帯広市図書館)	帯広市 (みどりの課)	H23.1.28

※樹齢は指定年に測定

(6) 第2次帯広市みどりの基本計画

「第2次帯広市みどりの基本計画」は、帯広市の緑地の保全や緑化の推進に関してその将来像・目標・施策などを定める計画です。

本計画の期間は、令和2年度から令和21年度までの20年間とし、「第七期帯広市総合計画」における緑地の保全・適正管理・利活用及び緑化の推進に関する将来像・目標・施策などを定める分野計画として策定しています。

(7) 帯広市緑の健康診断

平成4年8月20日から「緑の健康診断員制度」を始めました。出雲市の「樹医制度」に続いて、地方公共団体としては全国で2番目に実施された制度です。緑の健康診断員は4人で、緑ヶ丘公園内のみどりと花のセンターに常時1～2名が交代で勤務する体制をとっています。

(8) 市民団体の取り組み

< 帯広市町内会連合会（環境衛生部会） >

生活環境の改善と保健衛生事業の推進を図るため、帯広市町内会連合会に、各地区連合町内会から選出された環境衛生部員で構成する環境衛生部会が組織され、市と連携を保ち協力し合いながら、潤いと安らぎ、清潔で安全なまちづくりをめざして活動しています。

取り組みの1つとして、「明るく住みよい帯広」をめざし、生活環境の保全とより良い環境づくりを行うため、毎年事業を計画し地域住民の理解と協力を得てクリーングリーン運動を推進しています。

また、事業内容としてはほかに、環境保全（地球環境保護活動の普及啓発・出前省エネ講座の実施）、保健衛生（空き地の草刈奨励運動・畜犬適正飼育看板の購入幹施）、環境美化（花苗共同購入事業、全市一斉河川清掃、定期清掃）などを実施しています。

3. 施策の実施状況

基本施策【3-1】 良好な生活環境の維持		
令和5年度の取り組み	実績等	関連部局
車輛交通量の分散化をめざした幹線道路の整備	市内の主要地を結ぶ幹線道路及びそれを補完する道路をそれぞれ388m、4,113m整備し、車両交通の円滑化を図ることにより、省エネルギーのほか、大気汚染物質の減少、交通騒音の低減につながった。	土 木 課
大気環境の監視・測定	PM2.5の監視体制について、所管である北海道と連携・協力し、測定を実施している。	環 境 課
水質の監視・測定	市内8河川11地点の定期水質調査を実施した。帯広川、売買川において、有害物質（健康項目）の測定を実施した。北海道により揮発性有機化合物による地下水汚染調査を実施した。	
河川や水路の自浄作用の保全	市民通報等の対応のほか、草刈やゴミ拾いなどを行い、環境保全に努めた。	管 理 課 道路維持課
開発行為における雨水流出抑制等の指導強化	開発行為による宅地造成を行った1地区において、雨水浸透施設を整備し、地下水や河川への負担軽減を図った。	建築開発課
水道水源の監視等水質管理の推進	水道水源上流域の河川表流水調査（河床生物調査、水質調査、流量調査等）を実施し、河川水質環境の動向を把握するとともに、必要に応じ河川パトロールを行い汚濁を与える工事、不法投棄等の把握に努めている。	水 道 課 (稲田浄水場)
安全な水に対する監視・調査	水道法に基づく水質項目の他、管理目標設定項目（農薬類含む）、要検討項目（ダイオキシン類含む）、クリプトスポリジウム検査等を実施し、水道水源としての安全性を確認している。	
安心安全なおいしい水道水に対する啓発	通水70周年を迎えたことを記念し、通常のパネル展示のほかに通水当初の写真を展示した「帯広の水を見る週間」を開催した。また、小学4年生対象の出前講座、ホームページへの掲載、施設見学対応およびパンフレット配布なども行った。良好な水源環境の必要性を啓発することにより、水道利用者の環境保全意識を高めた。	上 下 水 道 部 総 務 課
合併処理浄化槽の適正な管理の推進	浄化槽台帳による設置者の把握、浄化槽協会との情報連絡、浄化槽清掃業の許可を実施した。	清掃事業課

下水道の整備・接続の促進	下水道普及率：97.1% ①汚水 下水道整備率99.1%、整備面積0.0ha ②雨水 下水道雨水整備率73.9%、整備面積11ha ③排水設備設置戸数（含新築）211戸、排水設備普及率99.4% ④水洗便所設置戸数（含新築）230戸、水洗化普及率99.2%	下水道課
下水道処理区域外における排水規制と生活雑排水対策の推進	①散居住宅：個別排水 13基設置（累積：632基（撤去2基）設置） ②清川地区：農業集落排水 新規接続なし（累積62戸接続） 集落排水への接続と個別排水の順調な設置により、農村地域における生活環境の設備及び公衆衛生の向上が図られている。	
騒音・振動にかかる啓発と規制・指導	特定建設作業については届出時に周辺環境に配慮するよう指導を行った。 特定施設設置時には、規制基準を満たすよう指導を行った。 騒音に対する市民からの苦情は、個別に対応している。	環境課
騒音の監視・測定	自動車騒音は、市内5箇所では騒音測定調査と幹線道路10路線14区間での面的評価を実施した。	
悪臭に対する工場、事業場の規制と監視	畜産農業（1地点）及び競馬業（1地点）、下水道業（2地点）で悪臭物質の測定を行った結果、規制基準を下回っていた。	農政課
家畜ふん尿の適正管理に係る巡回指導の実施	家畜排せつ物の適正管理について、関係機関と連携して市内の畜産農家に周知した。	
地盤沈下の監視や地下水位の測定	地下水揚水調査地点での地下水位把握のため、市内4ヶ所において地下水位の観測を実施した。 帯広市観測井のほか、開発局の測定結果などを参考とし、監視を行っている。	環境課

基本施策【3-2】 快適な環境の創造		
令和5年度の取り組み	実績等	関連部局
帯広の森などの整備	①帯広の森植樹 参加者数28人、植樹本数25本 ②帯広の森育樹 間伐委託【面積8.3ha、間伐本数約590本】 樹木の増加や緑地の確保、市民が森づくりに参加することによる啓発効果	みどりの課
都市公園の整備	公園施設更新事業により、23公園の遊具を更新した。	
市民参加による公園緑地等の維持・管理	住民に密着した街区公園などの地域管理の推進	
公共施設および工場・事業所等の緑化推進	帯広市緑のまちづくり条例による緑化協議 （新規緑化実績：高中木7本、低木18本、小低木0本、芝生・花壇等12,971㎡、フラワーポット等45個）	
植樹の推進 緑倍増計画	慶事記念樹の贈呈（引換件数350本）	
帯広市緑のまちづくり条例による地域指定	緑化重点地区支援事業の一環として花苗供給 ・参加団体 2団体 ・使用花苗数 800株	

<p>市民参加による花と緑の環境づくり</p>	<p>①フラワー通り整備 市民参加を得て明星通、南7線、柏林台通ほかにサルビアなどを植栽した。 ○整備路線延長：4,943m ○使用花苗数：31,300株 ②花壇コンクールの実施 市民参加を得て、植樹塾、学校などで花壇コンクールを実施した。 ○参加団体：73団体 ○花壇面積：6,567m²</p>	<p>みどりの課</p>																		
<p>緑に対する講習会等の実施</p>	<p>緑の健康講習会等を開催した。 3回開催 参加者数47人</p>																			
<p>緑の健康診断員による診断普及</p>	<p>緑の健康診断員による診断・相談業務を実施した。樹木等の健康診断など、緑の育成を通じて市民や事業者に対する情報発信を行った。</p>																			
<p>水源かん養機能や保水かん養機能を持った林、緑地の保全</p>	<table border="0"> <tr> <td>市有林の再造林</td> <td>カラマツ</td> <td>6.83ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クリーンラーチ</td> <td>0.95ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トドマツ</td> <td>3.34ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カシワ</td> <td>0.77ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シラカンバ</td> <td>0.80ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ヤチダモ</td> <td>0.20ha</td> </tr> </table>	市有林の再造林	カラマツ	6.83ha		クリーンラーチ	0.95ha		トドマツ	3.34ha		カシワ	0.77ha		シラカンバ	0.80ha		ヤチダモ	0.20ha	<p>農村振興課</p>
市有林の再造林	カラマツ	6.83ha																		
	クリーンラーチ	0.95ha																		
	トドマツ	3.34ha																		
	カシワ	0.77ha																		
	シラカンバ	0.80ha																		
	ヤチダモ	0.20ha																		
<p>在来種を活用した林業施策の展開</p>	<p>市有林への多様な樹種の植栽 (ヤチダモ、トドマツ、クリーンラーチ、カシワ、シラカンバ)</p>																			
<p>林野火災の予防</p>	<p>帯広市林野火災予防対策協議会の開催 帯広市消防本部等との連携で、山火事が発生した際の連絡体制の確認を行った。</p>																			